

加古川市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の確認指導・ 監査に係る集団指導

令和4年5月
加古川市福祉部法人指導課

目次

(1) 指導・監査の担当課について

(2) 集団指導について

(3) その他

(1) 指導・監査の担当課について

監査担当課は福祉部法人指導課です

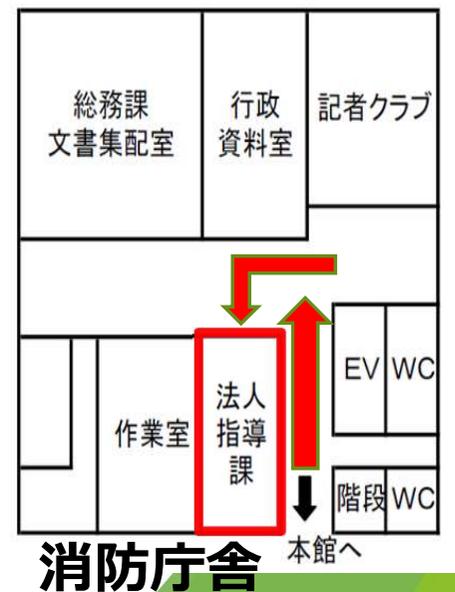
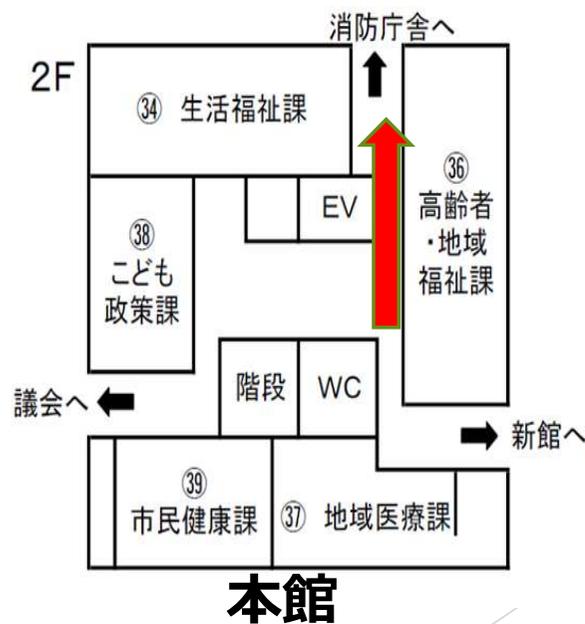
- ▶ これまで次の(1)~(3)の指導・監査はこども部こども政策課が実施していましたが、福祉部法人指導課に変更となりましたので、お知らせします。

- (1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
- (2)特定子ども・子育て支援施設等
- (3)家庭的保育事業等

場所：消防庁舎 2階

電話：427-7928

mail：houjin@city.kakogawa.lg.jp



(2) 集団指導について



運営規程・重要事項説明書について①

- ▶ 運営規程や重要事項説明書の記載内容と園運営の実態の整合性がとれているか確認願います。

※運営規程の変更や施設長の変更、代表者の住所変更などの手続きは、事前にこども政策課（TEL427-9397）に連絡をお願いします。

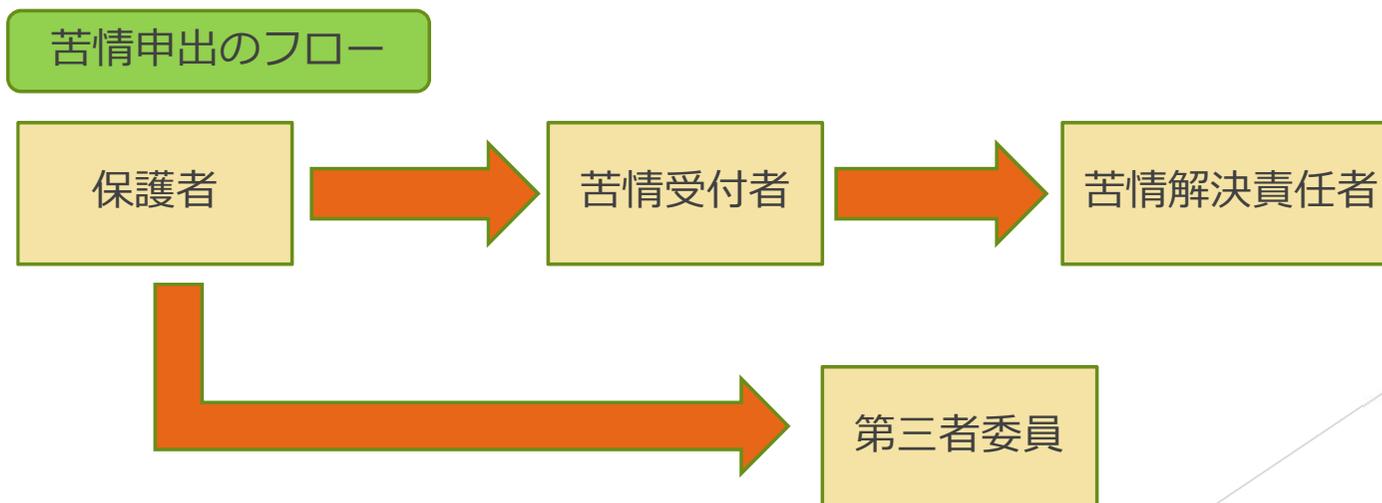
- ▶ 施設の見やすい場所に、運営規程又は重要事項説明書を掲示願います。

根拠：加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める規則（平成27年2月20日）規則第3号 第22条及び第49条

苦情解決体制について

- ▶ 第三者委員を選任の上、重要事項説明書などに記載いただき、保護者が直接連絡できる体制整備をお願いします。

根拠：平成12年6月7日 厚労省 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」



職員配置について

- ▶ 開所時間中は常時2名以上保育士（保育教諭）（以下、「保育士等」という）を配置いただき、保育時間中においては、各年齢ごとに必要な職員配置をお願いします。
- ▶ 保育時間中においては、年齢児ごとに必要な保育士等の人数を確認の上、配置いただきますようお願いします。

（0歳児3：1、1・2歳児6：1、3歳児20：1、4・5歳児30：1）

- ▶ 制度上、必要な保育士等を全て有資格者で配置する必要はなく、朝夕等の子どもが少数となる時間帯は、保育士等1名に加えて、保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができるとされています。

参考：認定こども園 平成28年4月1日 内閣府・文科省・厚労省「認定こども園における職員配置に係る特例について」

保育所・小規模等 平成28年2月18日 厚生省「保育所等における保育士配置に係る特例について」

食物アレルギーについて

▶ 他市の事例

○アレルギー原因食物を含まない食材で発注したが、受注業者から製造元への発注過程でアレルギー原因食物を含む食材で発注⇒納品。当該食物を全園児（アレルギー児含む）に提供⇒喫食。アレルギー児にアレルギー反応が見られたことでこの件が発覚。アレルギー児は救急搬送されることとなった。

▶ 誤食の主な発生要因

- ① 人的エラー（配膳ミス（誤配）原材料の見落とし、伝達漏れなど）
- ② ①を誘発する原因として、煩雑で細分化された食物除去の対応
- ③ 保育所に在籍する子どもが幼少のために自己管理できないことなど

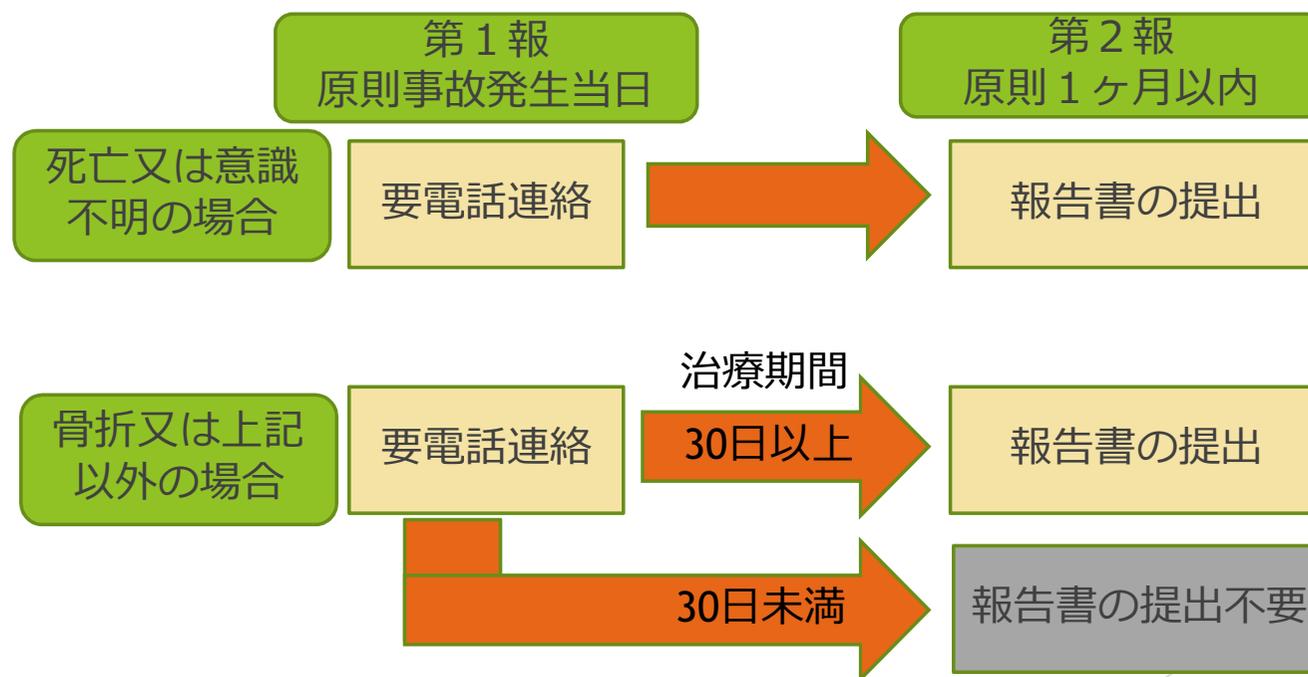
参考：平成31年4月 厚労省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

子どもの安全・事故防止について

- ▶ 室内の安全点検チェックリストを各園において作成いただき、定期点検いただき記録の保管をお願いします。
(棚やロッカーの上部に物品を置いていないか、倉庫等に子どもが入り込まないように施錠してるか、避難経路に物品等で通れないようになっていないかなど)
- ▶ 保育室等での使用する玩具、掲示物に使用している画びょう（特に平押しのもの）、マグネット等は、落下しないような措置を講じ、口に入っても誤嚥しない大きさであることを確認いただき、危険なものは使用を中止するなどの措置をお願いします。
- ▶ 園庭など大型遊具は、日々の自主点検と併せて、年1回は業者による点検をお願いします。

事故が発生した場合は・・・

- ▶ 死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明の事故を含む。）が発生した場合は、直ちに（原則事故発生当日中）こども政策課（TEL427-9397）に報告（第1報）をお願いします。第1報の時点では、30日以上の治療を要するかどうかは問わず、電話連絡のみで結構です。その後、症状又は治療期間により第2報の報告書を提出願います。なお、上記事項に該当しない場合でも救急搬送した事故については市に連絡願います。

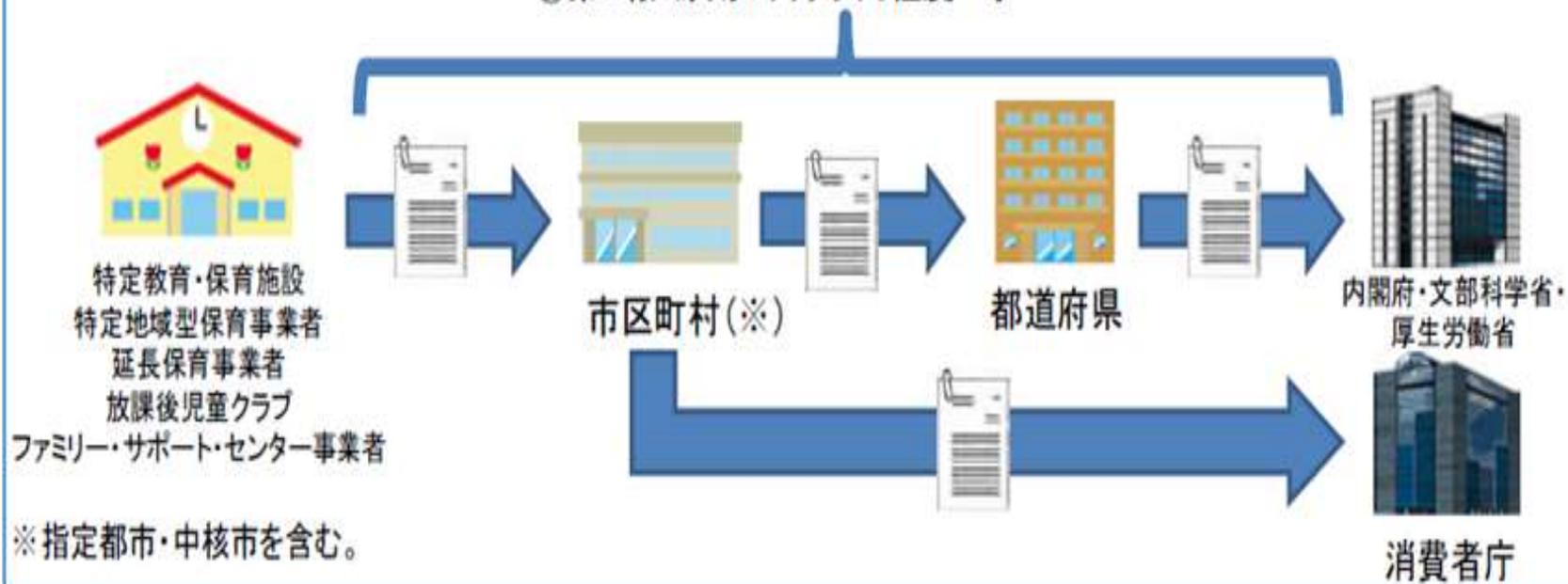


事故発生時のフロー

報告の系統

【1/3】

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- ②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



プール活動等について

- ▶ 夏季のプール活動等を実施する場合は、専任の監視者を配置することとし、監視者を配置できない場合はプール活動等の中止をお願いします。また、実施時においては、記録簿（気温・水温、水質検査結果等の記載したもの）の作成に努めていただくようお願いします。

参考：令和2年6月12日 内閣府・文科省・厚労省「教育・保育施設等において
プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）」

昨年度、監査の中で監視者はゼッケン（ぼうしの園もあり）を着用し監視専任であることを視覚的に明確化させているとの施設がありました。

監視者の明確化の方法は様々かと思いますが、このような取組みも一つかと思います。

園外活動時等について

- ▶ 全国のうち一部の施設において、園外活動を行った場所に園児が取り残され、保育士等がその場を離れてしまうという事案が報告されています。いかなる場合においても、園児のみで活動を行うことがないように職員配置・人数確認等をいただく上、園外活動時の対応方法を確認願います。

参考：令和4年4月11日 厚労省・内閣府「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」

- ▶ 令和3年8月頃に福岡県中間市において保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事故が発生しています。送迎バスをのみならず、園外活動等においても職員間で情報共有（経路や活動時間、危険な箇所など）いただきますようお願いいたします。

参考：令和3年8月25日 厚労省・文科省・内閣府「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」

防犯訓練について

- ▶ 令和3年11月に宮城県登米市の認定こども園に刃物を持った男が侵入するといった事案が発生しました。当該施設では不審者を想定した訓練を年2回実施していたとのことであり、負傷者なく犯人を確保することができたとのこと。
- ▶ 避難(災害)訓練と防犯訓練は別物とはなりますが、防犯訓練についても実施いただくようお願いします。

参考：令和3年11月29日 内閣府・文科省・厚労省「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について」

(3) その他



令和4年度の指導監査について

- ▶ 今年度の指導・監査は6月上旬～9月上旬の期間で実施することとしています。実施日時については、別途送付する通知文にて確認をお願いします。（やむを得ず、日時の変更をご希望される場合は、法人指導課に連絡をお願いします）
 - ※新型コロナウイルスの感染状況により、延期又は中止する場合があります。
 - ※現時点では職員4名程度（小規模保育事業等の場合は5名以内）での訪問を予定しています。

ご清聴ありがとうございました。

記載のURLをクリックいただくとアンケートフォームにつながります。

このアンケートの回答をもって、集団指導への参加とさせていただきますので、ご回答をお願いします。

回答受付期間：令和4年5月11日（水）～令和4年5月25日（水）